

社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会
訪問介護ステーションからくわ 指定居宅介護事業、指定同行援護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会が開設する、訪問介護ステーションからくわ（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定居宅介護事業、指定同行援護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が要介護又は要支援の状態にある障害者等に対し、適切な指定居宅介護、指定同行援護（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第58号）に基づいてサービスを行なう。
- 2 サービスを提供する際は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、適切に援助を行なうものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に務めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、適正なサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 6 前5項のほか、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほかその他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護ステーションからくわ
- (2) 所在地 宮城県気仙沼市唐桑町石浜282番地3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに法令等において規定されている事業の実施に関し、職員に対して遵守すべき事項について指揮命令を行なう。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対するサービスの利用の申し込みに係る調整や、従業者に対する技術指導、居宅介護計画、同行援護計画の作成等を行なう。
- (3) 従業者 3名以上
訪問介護員は、サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から翌朝午前8時30分までとする。

(サービスの内容及び利用料等)

第6条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割の額で、障害福祉サービス受給者証に定める利用者負担上限額の範囲内の額とする。

(1) 居宅介護

主たる対象

ア 身体障害者

イ 知的障害者

ウ 障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)

エ 精神障害者(18歳未満の者を含む。)

サービスの内容

ア 身体介護

(排泄介護、体位交換、部分清拭、食事介助、全身入浴介助等)

イ 生活援助

(清掃、洗濯、調理、買い物等)

ウ その他生活等に関する相談及び助言、要介護者等に必要な日常生活上の世話

(2) 同行援護

主たる対象者

ア 視覚障害を有する身体障害者

イ 視覚障害を有する障害児(身体に障害のある児童のみ)

サービス内容

ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆、代読を含む。)

イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

ウ 排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

2 通常の事業の実施地域を越えて行なうサービスに要した交通費は、その実費相当額を徴収することができるものとする。

ただし、通常の事業の実施地域にかかる部分については徴収しない。

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 利用者の都合により、サービスの利用予定日の前日午後5時までに利用中止の申出がない場合には、下記のとおりに取り消し料とする。ただし、利用者の体調不良等正当な事由があると管理者が認めた場合には、取り消し料を無料とすることができる。

利用予定日の前日午後5時までに
申し出がなかった場合

当日利用予定の介護報酬の10%

(サービスの実施手順に関する具体的方針)

第7条 サービスの実施手順は、次のとおりとする。

- (1) サービスの提供の開始にあたり、利用者の心身状況等を把握する。
- (2) 個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、利用者及びその家族等にその内容を説明する。
- (3) 個別計画の作成後、個別計画の実施状況（モニタリング）をする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、気仙沼市の区域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第9条 従業者等は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者の主治医、緊急連絡先（家族等）に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情の処理)

第10条 事業所は、サービスの提供について利用者から苦情があった場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じ、その内容を記録するものとする。

(虐待の防止)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその差発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(職場におけるハラスメントの防止)

第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講

じるよう努める。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第13条の2 事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担うものとする。

- （1）短期入所等を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保した上で、介護者の急病や障害児者の状態の変化等が発生した際の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第14条 事業所は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（身体拘束の禁止）

第15条 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会で検討結果についての従業者への周知徹底
 - （2）身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - （3）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

（衛生管理等）

第16条 事業所は、従業者等の清潔等の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（その他運営についての重要事項）

第17条 事業所は、従業者等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回
- 2 従業者等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 事業所は、従業者等であった者に対し、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者等でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨に従業者等との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 26 日告示第 3 号）

この規程は、平成 26 年 9 月 26 日から施行する。

附 則（平成 27 年 11 月 16 日告示第 1 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日告示第 23 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 26 日告示第 16 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日告示第 24 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 17 日告示第 24 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 17 日告示第 3 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 9 日告示第 1 号）

この規程は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 19 日告示第 3 号）

この規程は、公布の日から施行し、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 19 日告示第 6 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会
ヘルパーステーション もとよし
指定居宅介護事業、指定同行援護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会が開設する、ヘルパーステーションもとよし（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定居宅介護事業、指定同行援護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が要介護又は要支援の状態にある障害者等に対し、適切な指定居宅介護、指定同行援護（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第58号）に基づいてサービスを行う。
- 2 サービスを提供する際は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、適切に援助を行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、適正なサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 6 前5項のほか、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほかその他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーション もとよし
- (2) 所在地 宮城県気仙沼市本吉町津谷館岡51番地6

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、従業者に対して遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対するサービスの利用の申し込みに係る調整や、従業者に対する技術指導、居宅介護計画、同行援護計画の作成等を行う。

(3) 従業者 3名以上

訪問介護員は、サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から翌朝午前8時30分までとする。

(サービスの内容及び利用料等)

第6条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割の額で、障害福祉サービス受給者証に定める利用者負担上限額の範囲内の額とする。

(1) 居宅介護

主たる対象

ア 身体障害者

イ 知的障害者

ウ 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

エ 精神障害者（18歳未満の者を含む。）

サービスの内容

ア 身体介護

（排せつ介護、体位交換、部分清拭、食事介助、全身入浴介助等）

イ 生活援助

（清掃、洗濯、調理、買い物等）

ウ その他生活等に関する相談及び助言、要介護者等に必要な日常生活上の世話

(2) 同行援護

主たる対象者

ア 視覚障害を有する身体障害者

イ 視覚障害を有する障害児（身体に障害のある児童のみ）

サービス内容

ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆、代読を含む。）

イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

ウ 排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

2 通常の事業の実施地域を越えて行なうサービスに要した交通費は、その実費相当額を徴収することができるものとする。

ただし、通常の事業の実施地域にかかる部分については徴収しない。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 利用者の都合により、サービスの利用予定日の前日午後5時までに利用中止の申出がない場合には、下記のとりの取り消し料とする。ただし、利用者の体調不良等正当な事由があると管理者が認めた場合には、取り消し料を無料とすることができる。

利用予定日の前日午後5時までに 申し出がなかった場合	当日利用予定の介護報酬の10%
-------------------------------	-----------------

（サービスの実施手順に関する具体的方針）

第7条 サービスの実施手順は、次のとおりとする。

- （1）サービスの提供の開始にあたり、利用者の心身状況等を把握する。
- （2）個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、利用者及びその家族等にその内容を説明する。
- （3）個別計画の作成後、個別計画の実施状況（モニタリング）をする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、気仙沼市の区域とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第9条 従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者の主治医、緊急連絡先（家族等）に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情の処理）

第10条 事業所は、サービスの提供について利用者から苦情があった場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じ、その内容を記録するものとする。

（虐待の防止）

第11条 事業所は、虐待の発生又はその差発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- （1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- （3）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(職場におけるハラスメントの防止)

第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努める。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第13条の2 事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担うものとする。

(1) 短期入所等を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保した上で、介護者の急病や障害児者の状態の変化等が発生した際の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第14条 事業所は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

- 3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会で検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(衛生管理等)

第16条 事業所は、従業者の清潔等の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(その他運営についての重要事項)

第17条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 事業所は、従業者であった者に対し、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月26日告示第3号)

この規程は、平成26年9月26日から施行する。

附 則 (平成27年11月16日告示第1号)

この規程は、公布の日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則 (平成28年8月1日告示第12号)

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月26日告示第17号)

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年6月13日告示第26号）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月19日告示第30号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第10号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月17日告示第14号）

この規程は、令和元年10月10日から施行する。

附 則（令和2年3月17日告示第25号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日告示第3号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月9日告示第1号）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月19日告示第3号）

この規程は、公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則（令和6年3月19日告示第6号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会 指定障害児通所支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、気仙沼市が設置し、社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会が管理経営する気仙沼市マザーズホーム（以下「事業所」という。）において実施する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業に係る指定通所支援（以下「指定通所支援」という。）並びに保育所等訪問支援、宮城県障害児等療育支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び通所決定保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び通所決定保護者の立場に立った適切な指定通所支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとする。
- 4 指定通所支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 前5項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定通所支援を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定通所支援の提供に当たっては、保護者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定通所支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 気仙沼市マザーズホーム

(2) 所在地 宮城県気仙沼市松崎柳沢 2 1 6 番地 8

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管 理 者 1 名 (常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 2 名 (常勤)

(1 名は管理者と兼務)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や課題等の把握 (以下「アセスメント」という。)を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定通所支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定通所支援の目標及びその達成時期、指定通所支援を提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成すること。

(ウ) 通所支援計画の原案の内容を保護者に対して説明し、文章により保護者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を保護者に交付すること。

(エ) 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握 (障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、指定通所支援事業所等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外におけるサービスの利用状況等を把握すること。

(カ) 障害児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。

(キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者 児童支援及び放課後等デイサービスはそれぞれ 2 名以上 (常勤)

通所支援計画に基づき日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

(4) 保育所等訪問支援事業 訪問支援員 1 名以上 (常勤)

(5) 嘱託医 1 名

通所支援計画に基づき日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までの日（国民の祝日を除く。）
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後6時30分までとし、土曜日は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間
 - 第1単位（児童発達支援） 午前9時から午後2時までとする。
 - 第2単位（放課後等デイサービス） 月曜日から金曜日までは、午後2時から午後6時までとし、土曜日は午前9時から午後4時までとする。
 - 第3単位（保育所等訪問支援事業） 午前10時から午後2時までとする。
- (4) 前号の規定にかかわらず、学校の長期休業及び学期間休業期間、その他の学校の休業日にあつては、サービス提供時間を次のとおりとする。
 - 第1単位（児童発達支援） 午前9時から午後2時までとする。
 - 第2単位（放課後等デイサービス） 午前9時から午後6時までとする。
 - 第3単位（保育所等訪問支援事業） 午前10時から午後2時までとする。
- (5) 前3号の規定にかかわらず、特に管理者が必要と認める場合は、事前に気仙沼市長の了承を得て営業することができる。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、第1単位を10人、第2単位を15人とする。

2 土曜日にあつては、第2単位のみ15人とする。

(指定通所支援を提供する主たる対象者)

第8条 指定通所支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者並びに肢体不自由児等）ただし、保育所等訪問支援においては、身体障害児（肢体不自由）、知的障害児、精神障害児とする。

(指定通所支援の内容)

第9条 事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 通所支援計画の作成
- (2) 基本事業
 - (ア) 日常生活訓練
日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等
 - (イ) 集団生活適応訓練
会話、手話、点字、パソコン操作等

(ウ) 創作活動

絵画、工作、園芸等

(エ) 更生相談

医療、福祉、生活の相談等

(オ) 介護方法の指導

家族等に対する介護技術指導等

(カ) 健康指導

健康チェック、健康相談

(3) 送迎サービス

事業所の所有する車両により、障害児の自宅と事業所との間の送迎を行う。

(4) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (3) に附帯するその他必要な介護、相談、助言

(保護者から受領する費用の額等)

第10条 指定通所支援を提供した際には、保護者から指定通所支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定通所支援を提供した際は、保護者から法第21条の5の3第2項の規定により算出された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定通所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については保護者から徴収するものとする。

(1) 創作活動に係る材料費 実費

(2) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者に負担させることが適当とみられるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、気仙沼市内の区域とする。ただし、保育所等訪問支援は、気仙沼市内及び南三陸町内の区域とする。

2 前項に定めた区域外でも、通所できる範囲内の地域の障害児は受入れることができるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 サービスを利用するに当たって保護者は、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為、その他の保護者及び障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならない。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第13条 現に指定通所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合
その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下
「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理
者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措
置を講ずるものとする。

3 指定通所支援の提供により事故が発生したときは、直ちに関係する事業者等に連絡す
るとともに、必要な措置を講ずるものとする。

4 指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償す
るものとする。

（非常災害対策）

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通
報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、
救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第15条 事業所は、指定通所支援の提供について、保護者から苦情があった場合には、
迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

（虐待の防止）

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を
講じる。

（1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を
活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果
について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施する。

（3）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（職場におけるハラスメントの防止）

第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる
性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を
超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等
の必要な措置を講じる。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、障害児に対するサービスの提
供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画
（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講
じるよう努める。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第19条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(身体拘束の禁止)

第20条 事業所はサービスの提供に当たっては、障害児または他の障害児の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会で検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 維持研修 年1回以上
- 2 職員は、その業務上知り得た障害児及びその家族等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及び保護者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 事業所は、指定通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該記録を完結の日から5年間保存するものとする。

- 6 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要措置を講じるものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日告示第3号）

この規程は、平成27年12月18日から施行する。

附 則（平成28年6月27日告示第5号）

この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年10月19日告示第18号）

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日告示第21号）

この規程は、平成28年12月28日から施行し、平成28年12月22日から適用する。

附 則（平成29年3月23日告示第22号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月13日告示第25号）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月19日告示第29号）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則（平成31年3月19日告示第36号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日告示第22号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日告示第3号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月9日告示第1号）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月15日告示第3号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日告示第6号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会
指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会が設置する松峰園相談支援センター（以下「事業所」という。）において実施する指定計画相談支援事業及び指定障害児相談支援事業（以下「事業」という。）に関し、人員及び運営に関する事項を定め、事業の適正な運営と適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）の提供を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者又は利用者の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立つて行うものである。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行う。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 4 事業の実施にあたっては、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
 - 5 事業の実施にあたっては、気仙沼市、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
 - 6 事業の実施にあたっては、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 8 事業の実施にあたっては、前7項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 松峰園相談支援センター
- (2) 所在地 宮城県気仙沼市松崎柳沢216番地8

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名
管理者は、従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 相談支援専門員 1名以上（うち常勤専従1名）

相談支援専門員は生活全般に関する相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を行うものとする。

(3) 事務職員 1名

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。(ただし、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く。)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。(ただし、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く。)
- (4) 前項に規定する営業日及び営業時間のほか、電話等により緊急の連絡が可能な体制をとるものとする。

(主たる対象者)

第6条 主たる事務所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者
- (2) 障害児

(指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容)

第7条 この事業所が提供する指定計画相談支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
 - (2) 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な方法を通じ行うものとする。
- 2 指定計画相談支援における指定サービス利用支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するように努める。
 - (2) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにする。
 - (3) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努める。

- (4) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
 - (5) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行う。
 - (6) 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
 - (7) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービスを提供する上での留意事項、厚生労働省令で定める時期に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成する。
 - (8) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。
 - (9) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付する。
 - (10) 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連携調査等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、サービス担当者会議に出席する担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
 - (11) 相談支援専門員は、前号の担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。
 - (12) 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画書を利用者等及び第10号のサービス担当者会議に出席した担当者に交付する。
- 3 指定計画相談支援における指定継続サービス利用援助の方針は第2条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。
- (1) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。（以下「モニタリング」という。））を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談

支援給付決定に係る申請の勧奨を行う。

- (2) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、厚生労働省で定める期間ごとに居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録する。
- (3) 前項第1号から第7号及び第10号から第12号までの規定は、サービス等利用計画の変更について準用する。
- (4) 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。
- (5) 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退院又は退所しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行う。

(支給決定障害者等から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の実費の支払を計画相談対象者等から徴収することができるものとする。

3 事業所は、前二項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しなければならない。

4 事業所は、第二項の費用の額に係るサービスの内容及び費用について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、気仙沼市内の区域とする。

(苦情解決)

第10条 提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指定計画相談支援に関し、法の定めるところにより、気仙沼市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該従業者からの質問若しくは事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して気仙沼市が行う調査に協力するとともに、気仙沼市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、提供した指定計画相談支援に関し、法の定めるところにより、気仙沼市が

行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該従業者からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して気仙沼市が行う調査に協力するとともに、気仙沼市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(事故発生時の対応)

第11条 従業者は、利用者に対する指定相談支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに家族、主治医等に連絡を行うとともに、管理者に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、事故の状況及び事故に際してとった措置等を記録するものとする。

- 3 サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償するものとする。

(虐待の防止)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に通知徹底を図る。

- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係機関に通報するものとする。

(サービス提供の記録)

第13条 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から五年間保存する。

- 2 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存する。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

イ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画

ロ アセスメントの記録

ハ サービス担当者会議等の記録

ニ モニタリングの結果の記録

- (3) 気仙沼市への通知に係る記録

- (4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(職場におけるハラスメントの防止)

第14条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第14条の2 事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担うものとする。

- (1) 気仙沼市障害者生活支援センターと連携して、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他の必要な援助を行う機能
- (2) 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努める。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第16条 事業所は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性

的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要措置を講じるものとする。

(委任)

第18条 この規定に定めるもののほか、重要事項に関しては、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月21日告示第33号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月19日告示第35号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日告示第20号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日告示第3号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月9日告示第1号）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月19日告示第3号）

この規程は、公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則（令和6年3月19日告示第6号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会
指定共同生活援助事業（介護サービス包括型）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が開設する「つばさ」他（以下「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービスである共同生活援助（介護サービス包括型）（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定に係る知的障害者等の意思及び人格を尊重し、適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 共同生活援助（介護サービス包括型）を利用する支給決定に係る知的障害者等（以下「利用者」という。）が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排泄又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。

2 事業所は、利用者の職場又は日中活動において利用している事業所等との連絡及び調整並びに余暇活動の支援等に努めるとともに、常に利用者とその家族との連携を図り、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

「つばさ」 気仙沼市松崎五駄鱈1 1 2 番5

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

二 サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成、継続的なサービス管理及び評価等を行うものとする。

三 世話人 1名以上

世話人は、利用者に対して、適切な日常生活の援助等を行うものとする。

四 生活支援員 1名以上

生活支援員は、利用者に対して、入浴、排泄又は食事の介護等を行うものとする。

(主たる対象者)

第5条 事業所において、共同生活援助（介護サービス包括型）を提供する主たる対象者は、知的障害者とする。

(入居定員)

第6条 入居定員は、それぞれ4名とする。

2 事業所は、前項の定員及び居室の定員を超えて利用者を入居させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(事業の内容等)

第7条 事業所は、利用者に対する相談、入浴、排泄又は食事の介護等、健康管理、金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、職場等との連絡・調整等の日常生活に必要な援助を行うものとする。

(入居者から受領する費用の額等)

第8条 共同生活援助（介護サービス包括型）を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

- 2 共同生活援助（介護サービス包括型）において提供される便宜に供する費用のうち、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費その他入居者が日常生活において通常必要とする費用等は自己負担とする。
- 3 事業者は、前二項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付しなければならない。
- 4 事業者は、第1項及び第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 5 事業者は、指定共同生活援助（介護サービス包括型）を提供する利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当であるものについては、その便益に要した金銭の支払いを求めることができるものとする。
- 6 前項の規定により、金銭の支払いを求める際には、当該金銭の支払いを求める理由について書面により明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならないものとする。
- 7 前項の規定により、金銭の支払いを受けた場合には、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付しなければならない。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第10条 事業所の従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 サービスの提供により、損害すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第11条 事業所は、その提供した指定共同生活援助（介護サービス包括型）に関する利用者等から苦情があった場合には、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害等に関する具体的な計画をたて、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うとともに、消火器の設置等に努めるものとする。

(虐待の防止)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(職場におけるハラスメントの防止)

第14条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努める。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び

訓練を定期的に実施する。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第16条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(身体拘束の禁止)

第17条 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会で検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(その他運営についての留意点)

第18条 事業者は、適切な共同生活援助（介護サービス包括型）が提供できるよう従業者の資質の向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年2回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する共同生活援助（介護サービス包括型）の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活介護・共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた

ものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要措置を講じるものとする。

(委任)

第19条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日告示第21号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日告示第3号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月9日告示第1号）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月19日告示第6号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会
気仙沼市 松峰園
指定就労移行支援・指定就労継続支援 B 型事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、気仙沼市が設置し、社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会が管理経営する気仙沼市松峰園(以下「事業所」という。)が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく指定就労移行支援事業及び指定就労継続支援B型事業(以下「指定就労支援事業等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定就労支援事業等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定就労移行支援の実施に当たって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定就労継続支援B型の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 3 指定就労支援事業等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 5 前4項のほか、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第171号)に定める内容のほかその他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定就労支援事業等を行う主たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 気仙沼市 松峰園
- (2) 所在地 宮城県気仙沼市松崎柳沢216番地8

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行うとともに、法令等において規定されている指定就労支援事業等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名（常勤職員）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえでの適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労支援事業等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労支援事業等の目標及びその達成時期、指定就労支援事業等を提供するうえでの留意事項（以下、提供するサービスが指定就労移行支援にあつては「就労移行支援計画」、提供するサービスが指定就労継続支援 B 型にあつては「就労継続支援 B 型計画」という。）を記載した就労移行支援計画及び就労継続支援 B 型計画の原案を作成すること。
- (ウ) 就労移行支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得たうえで、作成した就労移行支援計画を記載した書面（以下「就労移行支援計画書」という。）を利用者に交付すること。
- (エ) 就労継続支援 B 型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得たうえで、作成した就労継続支援 B 型計画を記載した書面（以下「就労継続支援 B 型計画書」という。）を利用者に交付すること。
- (オ) 就労移行支援計画作成後、就労移行支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも3ヶ月に1回以上、就労移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労移行支援計画を変更すること。
- (カ) 就労継続支援 B 型計画作成後、就労継続支援 B 型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、就労継続支援 B 型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援 B 型計画を変更すること。
- (キ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等把握すること。
- (ク) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (ケ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 事務職員 1名 (常勤兼務)

事務職員は、庶務及び会計に関する業務に従事する。

2 主たる事業所における前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 指定就労移行支援

(ア) 生活支援員 1名 (常勤職員)

生活支援員は、利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。

(イ) 職業指導員 1名 (常勤兼務)

職業指導員は、利用者の職業指導及び職業訓練に関する業務に従事する。

(ウ) 就労支援員 1名 (常勤職員)

就労支援員は、利用者の職業指導、職場開拓及び職場実習、求職活動支援、就労後の職場定着支援に関する業務に従事する。

(2) 指定就労継続支援 B 型

(ア) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。

(イ) 職業指導員 1名以上

職業指導員は、利用者の職業指導及び職業訓練に関する業務に従事する。

(ウ) 目標工賃達成指導員 1名

目標工賃達成指導員は、事業所で定める工賃向上計画に基づき、目標工賃達成に向けた業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 主たる事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 指定就労移行支援

(ア) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(イ) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分 までとする。

(2) 指定就労継続支援 B 型

(ア) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(イ) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分 までとする。

(利用定員)

第6条 主たる事業所の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 指定就労移行支援 6名

(2) 指定就労継続支援 B 型 40名

(主たる対象者)

第7条 主たる事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 指定就労移行支援 知的障害者 (18歳未満の者を除く)

(2) 指定就労継続支援B型 知的障害者（18歳未満の者を除く）

（サービスの内容）

第8条 主たる事業所で行う指定就労移行支援及び指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

(1) 指定就労移行支援

- (ア) 就労移行支援計画の作成
- (イ) 食事の提供
- (ウ) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- (エ) 生産活動（紙工作業、木工作業、菓子製造作業、公共施設館内清掃作業等）
- (オ) 実習先企業等の紹介
- (カ) 求職活動支援
- (キ) 施設外支援
- (ク) 施設外就労
- (ケ) 職場定着支援
- (コ) 生活相談
- (サ) 健康管理
- (シ) 訪問支援
- (ス) 送迎サービス
- (セ) その他必要な介護、訓練、支援、相談、助言等。

(2) 指定就労継続支援B型

- (ア) 就労継続支援B型計画の作成
- (イ) 食事の提供
- (ウ) 身体等の介護
- (エ) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
- (オ) 就労の機会の提供及び生産活動（紙工作業、木工作業、菓子製造作業、公共施設の館内清掃作業等）
- (カ) 実習先企業等の紹介
- (キ) 求職活動支援
- (ク) 施設外支援
- (ケ) 施設外就労
- (コ) 職場定着支援
- (サ) 生活相談
- (シ) 健康管理
- (ス) 訪問支援
- (セ) 送迎サービス
- (ソ) その他必要な介護、訓練、支援、相談、助言等。

（利用者から受領する費用の額等）

第9条 障害福祉サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める

基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した 額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業所は、前項の支払いを受けるほか、障害福祉サービスにおいて提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることが出来るものとする。

(1) 食事の提供 通常480円（行事食の場合は実費とする。）

(2) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

（通常の事業の実施区域）

第10条 通常の事業の実施区域は、気仙沼市内とする。

（工賃の支払等）

第11条 主たる事業所における指定就労移行支援及び指定就労継続支援B型の利用者が生産活動に従事した場合は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

2 前項の場合において、就労継続支援B型については、1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。

（障害福祉サービスの利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。

(2) 火気の取扱いに注意すること。

(3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第13条 従業者は、障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに予め定めた協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情解決）

第14条 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは定時の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 事業所は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。
- 7 事業所は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（非常災害対策）

- 第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止）

- 第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- （1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - （3）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者等又は養護者（利用者の家族等高齢者等を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やか

に、これを関係機関に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第17条 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会で検討結果についての従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第17条の2 事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担うものとする。

(1) 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らし体験の機会・場を提供する機能

(職場におけるハラスメントの防止)

第18条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努める。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第20条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、事業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意点)

第21条 事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

- 2 事業所は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業所は、他の事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、予め文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。
- 4 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要措置を講じるものとする。

(委任)

第22条 この規程に定めるほか、運営に関する事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年9月26日告示第3号)

この規程は、平成26年9月26日から施行する。

附 則 (平成27年12月18日告示第2号)

この規程は、平成27年12月18日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日告示第34号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月17日告示第19号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月17日告示第3号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月9日告示第1号）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月19日告示第3号）

この規程は、公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則（令和6年3月19日告示第6号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日告示第1号）

この規程は、公布の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会 気仙沼市みのりの園指定生活介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、気仙沼市が設置し、社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会が管理運営する気仙沼市みのりの園（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく、指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、常時介護等の支援を要する厚生労働省で定めた者に対し、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定生活介護を提供するよう努めるものとする。
- 3 事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 5 前4項のほか、法及び「宮城県指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年宮城県条例第95号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定生活介護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 気仙沼市みのりの園
- （2）所在地 宮城県気仙沼市本吉町中島358番地1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤職員 生活支援員兼務）
管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている生活介護の実施に関し、従業者に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- （2）サービス管理責任者 1名（常勤職員）
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

- (3) 看護師 1名(常勤職員)

看護師は、利用者の看護並びに利用者と従業員の健康管理を担当する。

- (4) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

- (5) 医師 1名(嘱託)

医師は、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、1月2日、3日及び12月29日から12月31日までを除く。
(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、30名とする。

2 前項の規定に関わらず、3ヵ月間の平均実利用人員が一定の範囲内であれば、定員を超えて利用者を受け入れることは可能とする。

(指定生活介護の内容)

第7条 事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護支援計画の作成
(2) 食事・排せつの介助等の支援
(3) 健康管理
(4) 日常生活訓練
(5) 身体等の衛生上の補助及び介助
(6) 生産活動の提供

(受託：縫製品の糸きり等、イベント用袋詰め、部品の袋詰め、コーナー材組立て)

(製造：手作り石けん等リサイクル商品の製造販売、木工品、手芸品)

- (7) 創作的活動
(8) 文化的活動
(9) 生活相談
(10) 訪問支援
(11) 送迎サービス
食事の提供(業者弁当の仲介)
(12) その他必要な支援、相談、助言等。

(手続きの説明及び同意)

第7条の2 事業所は、利用者の障害の特性に配慮しつつ、指定生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用

申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定生活介護提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(契約支給量の報告)

第8条 事業所は、指定生活介護を提供するときは、当該指定生活介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定生活介護の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載するものとし、事業所は、指定生活介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を援護の実施者たる市町村に対し遅滞なく報告するものとする。また、利用者の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告するものとする。

2 受給者証記載事項に変更があった場合に援護の実施者たる市町村に報告する。

(提供拒否の禁止)

第9条 事業所は、正当な理由なく指定生活介護の提供を拒んではならないものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第10条 事業所は、指定生活介護の利用について市町村又は指定相談支援事業者が行うあっせん、調整及び要請について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、気仙沼市内とする。

2 前項の定めた区域以外でも通所できる範囲内の地域の障害者は受け入れることができるものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 事業所は、指定生活介護の通常の事業実施地域等を勘案し、利用申込に対し自らの適切な指定生活介護を提供することで困難であると認めた場合は、適当な他の生活介護提供事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(受給資格の確認)

第13条 事業所は、指定生活介護の提供を求められた場合は、当該障害者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第14条 事業所は、生活介護に係る支給決定を受けていない障害者から利用の申込みがあった場合は、その障害者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第15条 事業所は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、提供に先立ち、家族及び市町村等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービスの提供の記録)

第16条 事業所は、指定生活介護を提供した際は、当該指定生活介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定生活介護の提供の都度記録するものとする。記録に際しては、利用者から指定生活介護を提供したことについて確認を受けるものとする。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第17条 事業所は、指定生活介護を提供した際は、厚生労働大臣が定める基準による費用を受けるものとする。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

(事業所が利用者に求めることができる金銭の支払いの範囲及びその額)

第18条 事業所は指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける。

- (1) 食事の提供 通常 480円(行事食の場合は実費とする。)
- (2) 日常生活において必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの

(介護給付費の額に係る通知等)

第19条 事業所は、法定代理受領により市町村から指定生活介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知するものとする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 3 前条及び第1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収書を、当該費用を支払った利用者に交付するものとする。

(生活介護計画の作成等)

第20条 サービス管理責任者は、法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、生活介護計画の作成、定期的なモニタリングを実施するものとする。

- 2 サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に係る会議を開催し、前項に規定する生活介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(相談及び援助)

第21条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者の又は家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助

を行うこととする。

- 2 事業所は、利用者が、当該生活介護以外において昼間における障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施するものとする。

(介護)

第22条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、介護を行うに当たっては、常に1人以上の生活支援員を介護に従事するものとする。
- 3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

(訓練)

第23条 訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、地域生活を営むことができるようにするため、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、訓練を行うに当たっては、常に1人以上の生活支援員を訓練に従事するものとする。
- 4 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならないものとする。

(生産活動)

第24条 事業所は生活介護における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めるものとする。また、生産活動の実施に当たっては、安全、利用者への負担、効率等を配慮し行なうものとする。

(工賃の支払い)

第25条 事業所は、生活介護において、生産活動に従事している者に、当該生活介護の事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(健康管理)

第26条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るように努めるものとする。

(非常災害対策)

第27条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他の必要な訓練を行なうものとする。

(緊急時等における対応方法)

第28条 事業所の従業者は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第29条 事業所は、生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の援護実施者である市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(身体拘束の禁止)

第30条 事業所は、生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所はやむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会で検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(虐待の防止)

第31条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者等又は養護者（利用者の家族等高齢者等を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係機関に通報するものとする。

（職場におけるハラスメントの防止）

第32条 事業所は、適切サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（業務継続計画の策定等）

第33条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努める。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第34条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

- （1）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症及び殖中道の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

（勤務体制の確保等）

第35条 事業所は、利用者に対し、適切な生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

（衛生管理等）

第36条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。また、事業所内において感染症が発生し、又はまん

延しないように必要な措置を講ずるとともに、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(協力医療機関等)

第37条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、気仙沼市立本吉病院を協力医療機関と定める。

(掲示)

第38条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第39条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第40条 事業所は、当該事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、事業所が実施する事業内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(利益供与等の禁止)

第41条 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない

2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員から、利用者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第42条 事業所は、その提供した生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し掲示するなど、利用者等に周知の徹底を図るものとする。

2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっ旋にできる限り協力する。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第42条の2 事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担うものとする。

- (1) 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らし体験の機会・場を提供する機能

(地域との連携等)

第43条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

- 2 事業所は、その運営に当たっては、市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第44条 事業所は、利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、事故の状況他事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第45条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第16条に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (2) 第20条に規定する生活介護計画
- (3) 第29条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第30条に規定する身体拘束等に係る記録
- (5) 第39条に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第41条に規定する事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての重要事項)

第46条 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成28年8月1日告示第13号）

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成30年9月19日告示第31号）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則（令和2年3月17日告示第26号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日告示第3号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月9日告示第1号）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月15日告示第2号）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年11月1日から適用する。

附 則（令和6年3月19日告示第3号）

この規程は、公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則（令和6年3月19日告示第6号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日告示第1号）

この規程は、公布の日から施行し、令和6年11月1日から適用する。